

四

口イ
方募入決定の
非競争入札発行
法格競争

各申込みのうち応募価格の高いもののからその応募額を順次割り当てる。各申込みのうち応募価格の高いもののからその応募額を順次割り当てる。

三

発行方法

—

号発行の名称及ひ記
の条項及びその根拠
関する法律へ平成十四年法律第
回利付国庫債券（五年）（第二十二
回平成十四年度における財政運営
のための公債の発行の特例等に

財務省告示第四百三十二号
國債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成十四年十一月二十日に発行した利付国債の發行条件等を次のとおり告示する。
。

五	イ	發	利	口	イ	九	八	七	六	一	十
入価札	行發	利競發	行爭競	入行爭	利發	利發	利發	利發	利發	利發	利發
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利
子率	入行爭格日	の入行爭額	入	入	入	入	入	入	入	入	入
割り當てる。	額面金額	割り當てる。	額面金額	割り當てる。	額面金額	割り當てる。	額面金額	割り當てる。	額面金額	割り當てる。	額面金額
年	額上額	平円五百二四一	千	いに關の平百面行十円二債の例政う円額	割り當てる。	年	額上額	平円五百二四一	千	いに關の平百面行十円二債の例政う円額	割り當てる。
○	面の面成	、万百五十兆	六	て基すた成六金し一、千に規等運ち	面金額	○	面の面成	、万百五十兆	六	て基すた成六金し一、千に規等運ち	面金額
・	金そ金	十一円円十万八	百	はづるめ七十額た条財三つ定に嘗	金額	・	金そ金	十一円円十万八	百	はづるめ七十額た条財三つ定に嘗	金額
入	額れ額	四億、六円千	万	、き法の四万で利第政	額	入	額れ額	四億、六円千	万	、き法の四万で利第政	額
決	百ぞ百	年円十億八	円	額發律公年円六付一融	額	決	百ぞ百	年円十億八	円	額發律公年円六付一融	額
定	円れ円	十及万二百	額	面行第債度	額	定	円れ円	十及万二百	額	面行第債度	額
一	のセ	一び円千四	金	千國項資	額	一	のセ	一び円千四	金	千國項資	額
通	つ応つ	月十、六十	額	金しニのに	額	通	つ応つ	月十、六十	額	金しニのに	額
知	き募き	二億百百三	額	四債の資	額	知	き募き	二億百百三	額	四債の資	額
を	百価百	十円万九億	額	額た条發お	額	を	百価百	十円万九億	額	額た条發お	額
受けた者	円格円	日の円十九	額	百に規金	額	受けた者	円格円	日の円十九	額	百に規金	額
	七七	六、三千	額	額行第債度	額		七七	六、三千	額	額行第債度	額
	錢	種千	額	九額發第萬兆國項特	額		錢	種千	額	九額發第萬兆國項特	額
	以	万千	額	財	額		以	万千	額	財	額

の 払込み

額面金額及び登録金額の総額× $\frac{0.3}{100} \times \frac{61}{365}$

(二)

八 口
ハニサ子り泉債以いニ大関括
一發混れに發登徵の下う号藏す登發とをがに(一)國取掲十金前に
行括行藏る係行錄收利同。に省る錄行が乗適當の法得げを額記掲
時登時寄一る時ささ子じ以規令省へ時でじ用該算人する乗か(一)の算
に託括所にれれに)下定第令國にきたを非式である國じた當該金額に
おさおさ登得あるる係が同す四へ債おる。額け住よるがを發
さいれ錄税いも者るさじる号昭のい。る者り場非發
てれてるにがてのの所れ)一)和一、
、な、も係源、記得てを括第五括登
所い登のる泉そ名税い除登二十登錄
得も錄口徵のにがるく錄条五錄(一
税の又座収利よ源國。を第年に一
イる税法金前はい次のしは
こ率人額記外てにニた、次
に乗か(一)の算式に
乗じた當該金額に
控得は出に住時
除税外しは者に
すの國た、又お
む八式は
も号に、
のによ
と規
算金
出する。
に期
た加
日金
に額
、払
を次
い第
込十
算

十
八
七
六
五
四
十
十
十
三

払
者
入
込
札
期
参
加
払
元
場
利
所
金
支
額
償
還
金
期
限
償
子
後
の
利
期
子
以

平
成
十
四
年
十
一
月
二
十
日
財
務
大
臣
並
理
か
び
店
の
百
年
ら
に
及
本
通
取
び
店
に
月
知
扱
国
、
つ
を
郵
債
支
き
受
便
元
け
局
利
た
金
た
者
支
支
理
理
店
、
額
本
面
代
銀
行
額
九
支
の
期
月
百
日
百
日
間
九
に
期
月
に
属
二
す
お
十
る
い
日

額面金額又は登録金額 × $\frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$

十二
初
期
利
子

す
次
そ
が
金
と
平
る
号
の
銀
額
し
成
期
及
翌
行
を
、
十
く
。
件
す
は
法
第
税
第
百
十
別
七
条
利
九
二
子
措
十
第
置
六
第
法
十
非
三
四
第
税
二
四
一
第
税
二
的
に
項
三
条
項
若
し
除
る
規
し
第
は
く